2
(1)　借款Ⅰは、フィリピン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款Ⅰの条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。
(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。
(b)　利子率は、年一・四パーセントとする。
(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。
(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

Ⅱ

1
(1)　百三十八億三千万円（一三、八三〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款Ⅱ」という。）が、緊急財政支援円借款として、必要な経済政策を実施するために要する資金を供給することを目的として、ＪＩＣＡにより、日本国の関係法令に従って、フィリピン共和国政府に供与されることになる。
(2)　借款Ⅱは、フィリピン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款Ⅱの条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。
(a)　償還期間は、三年の据置期間の後十二年とする。
(b)　利子率は、六箇月の貸出しに適用される適用可能なロンドン銀行間取引金利とする。
(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。
(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府当局の同意を得て延長することができる。

Ⅲ

1
(1)　借款Ⅰ及び借款Ⅱ（以下合わせて「借款」という。）は、フィリピン共和国内の輸入者が調達適格国の供給者に対して既に行ったか又は行う支払で、生産物（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物を除く。）の購入又は当該生産物の購入に付随する役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。
(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。
(3)　(1)に規定する借款は、両政府の名義でフィリピン中央銀行に開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をフィリピンの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り返られた額は、フィリピン共和国政府の国家予算に編入される。借款Ⅰの額は、フィリピン共和国政府による改革計画の実施を支援するために使用され、また、借款Ⅱの額は、フィリピン共和国政府が必要な経済政策を実施するために要する資金を供給するために使用される。

2
　フィリピン共和国政府は、1(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

3
　フィリピン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

4
(1)　フィリピン共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、借款及びそれから生ずる利子に対し又はそれらに関連し、ＪＩＣＡに対してフィリピン共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税を負担する。
(2)　前記の租税負担に関連して、フィリピン共和国政府又はその実施機関は、前記の財政課徴金、租税及びその他同様の課徴金の清算又は支払に責任を持つ。

5
　フィリピン共和国政府は、借款が適正にかつ専ら1(1)に規定する生産物又は役務の購入のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

6
　フィリピン共和国政府は、借款が適正にかつ専ら1(1)に規定する生産物又は役務の購入のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

7
(1)　フィリピン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。
(a)　借款の使用及び改革計画の実施の進捗状況についての情報及び資料
(b)　借款及び改革計画に関連するその他の情報
(2)　両政府は、(1)に規定する情報及び資料に基づいて、共同して借款の使用及び改革計画の実施の進捗状況を随時検討し、必要に応じ、改革計画の円滑な実施を確保するために適当な措置をとる。ＪＩＣＡは、その検討に参加するよう招かれる。

8
　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。
　本使は、更に、この書簡及び前記の了解をフィリピン共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。
　本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
　二千十年三月十五日にマニラで
　フィリピン共和国駐在
　日本国特命全権大使　桂誠
　フィリピン共和国
　外務長官　アルベルト・ロムロ閣下

（フィリピン側書簡）

（訳文）
　書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）
　本長官は、更に、前記の了解をフィリピン共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。
　本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
　二千十年三月十五日にマニラで
　フィリピン共和国
　外務長官　アルベルト・ロムロ
　フィリピン共和国駐在
　日本国特命全権大使　桂誠閣下

○外務省告示第二百四号

　平成二十二年三月十九日にラバトで、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がモロッコ王国政府との間に行われた。
　平成二十二年四月十二日
　外務大臣　岡田　克也

（円借款の供与に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）
　書簡をもって啓上いたします。本使は、モロッコ王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とモロッコ王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1
　百五十四億八千七百万円（一五、四八七、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、地方都市上水道整備計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、国営水道公社（以下「借入人」という。）に供与されることになる。

2
(1)　借款は、借入人とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。
(a)　償還期間は、七年の据置期間の後十八年とする。
(b)　利子率は、年一・四パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。
(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後七年とする。
(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後七年とする。
(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。
(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3
　借入人に供与される借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払も、モロッコ王国政府によって保証される。

4
(1)　借款は、モロッコの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。